

○年○月○日

総合体育館改修工事に関する基本協定書（案）

「総合体育館改修工事」（以下「本工事」という。）に関して、町田市（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は本工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本プロポーザル」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による本工事請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定するまでの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、発注者が別途契約した設計業務の受託者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、本プロポーザルに係る技術協力業務委託契約（以下「本技術協力業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者及び優先交渉権者は、設計者を含む三者との間で、本工事の設計業務に関する協議を行うため、設計協力協定を締結する。

3 優先交渉権者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、優先交渉権者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

5 優先交渉権者は、工事請負契約の締結に向けて、本工事の仕様について提案及び価格等の協議を行うとともに、工事期間を厳守できるように技術協力を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結される日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第8条から第11条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(価格等の交渉)

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、第3条に規定する技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

- 2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費の見積りを算出し、本技術協力業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した工事費見積書(工事費の内訳が確認できる工事費見積内訳書を含む)及びその算出の根拠となった資料(以下、「全体工事費見積調書」という。)を発注者に提出する。
- 3 優先交渉権者は、設計者が作成する設計成果物を基に、工事費見積書及びその見積条件を記載した資料(以下「参考見積書等」という。)を作成し、発注者に提出する。
- 4 発注者は、優先交渉権者に対し、前2項の規定により、全体工事費見積調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。
- 5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
- 7 前2項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(契約手続等)

第6条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。

- 2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。
- 3 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。
- 4 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負仮契約を締結し、議会の承認をもって本契約を締結する。

(技術者の配置)

第 7 条 優先交渉権者は、前条第 4 項の本契約後、本プロポーザルの参加資格に示す監理技術者等や主任技術者を建設業法の規定に基づき配置しなくてはならない。

(価格等の交渉の不成立)

第 8 条 発注者は、第 5 条第 8 項により価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第 9 条から第 13 条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

3 発注者は、当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様に、技術協力業務の報告書の完了検査及び支払いを行うものとする。

4 発注者は、次順位の交渉権者による技術協力の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 9 条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第 10 条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第 11 条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする

(その他)

第 13 条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

(所在地) 町田市森野二丁目 2 番 2 2 号

(名 称) 町田市

(代表者) 町田市長 稲垣 康治 印

優先交渉権者

(所在地)

(名 称)

(代表者)